

○梶山国務大臣 今御指摘いただいた制度は、二〇二三年の実施に向けて今検討をしているものであります。その一部がまた発表にはなっているわけでありますけれども、二三年に向けて妥当性のある制度につくり上げていきたい、今の委員の御意見も参考しながら考えてまいりたいと思います。

○落合委員 ゼビ、かなり前向きに、二〇二三年といふことは、もう二〇二五年の崖の二年前です。だから、この電力マーケットぐらいは大きく変わっているはずなんです。

何で設備容量に課金をするのかといえば、予測ができないから、最大限発電した場合はこれぐらいいだからこれぐらいかけますというふうな課金の仕方をするわけで、これもIT化され、情報化されれば、別に発電量でも、平均発電量で課金できるわけですね。

これは絶対に重要なことですので、大臣、またこれは改めて取り上げます。年末にもしかしたら答えが出てしまうかもしないので、ぜひお願ひしたいと思います。

まだ大丈夫ですね。じゃ、最後に一問。

今回の法案を見ていまして、結局、一番ポイントになるのはIPA、この独立行政法人の機関が問題になると思います。

それで、一番重要なのは、これは指針も決めましたので、人材の量の確保も、先ほどのあれもあるんですけれども、一番レベルの高い人材をここに集められるのかという問題があると思います。

これは、アメリカも我が国も主導してこういう改革をしてきたわけですねけれども、アメリカの場合、公務員でも結構高いお給料をもらう人はもちろんわけで、そういう仕組みができるわけですけれども、日本の役所が主導して、このIPAをうまく回して、今やろうとするDXが達成できるんでしょうか。大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 今の御質問ですけれども、これであると思っております。特にアーキテクチャ

設計については、多様な産業分野の方に参画していくべきことが重要であると思っています。

このため、アーキテクチャ設計を担える人材を集約するハブとして、IPAに設置予定の産業アーキテクチャ・デザインセンターの設立に当たりては、組織理念として定める憲章の中で、幅広い人材に機動的かつ円滑に参加していただけるよう、常勤だけではなくて非常勤としての雇用も認めると、柔軟な組織運営の方針を定める予定であります。

そういったことも含めて、今委員がおっしゃるように、能力のある人材を集めてしまいりたいと思つております。

本日は、ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案ということで、本日午前中から、さまざまなもので委員の皆様が御質疑をされてございましたが、やはり私も、同じような課題意識を持ってこの法律案を見させていただけておりました。

これまでの間の質疑の内容を聞いて、改めて、サイバーセキュリティの重要性ですか人材確保の重要性というところは再確認をさせていただきたいと思います。

また同時に、政府の皆様に対してもさまざま必要な要請があつたものと思いますので、その部分については質疑からは省略をさせていただきまして、少し細かな点で確認をさせていただきたいところがございます。

先ほどの参考人質疑の中でも、ある方が、神は細部に宿るという言葉を使わせておりました。私もそのとおりだと思います。

最初の質問は、今回の法改正がなぜこのタイミングになつたのか、やはり遅いのではないかといふのが出ること、時期自身が遅かったんじゃないかというふうに思うんですね。

そこで、まず、このDXレポートが出ていたときの見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 きょうの議論の中でも皆さんからありましたように、企業経営のあり方を改革するDXの推進が不可欠だということは共通認識であります。

経済省でもDXの重要性は以前から認識をしておりまして、昨年度から、ITO投資の抜本強化を支援するための税制措置、「ネクテッド・インダストリーズ税制」や、昨年九月には、我が国のDXの課題と展望を示したDXレポートを取りまとめ、問題意識を明確化することで民間企業に対応を促す等、DX推進に向けた各種措置を講じてきましたところであります。

加えて、近年、インターネット上で完結するパーソナルなデータの活用から、リアル空間のデータを活用したビジネスに移行が急速に進んでおりまして、海外を中心にデータやデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルが登場をしてきております。この変化に対応するために、社会全体のデータ連携、共有やクラウドサービス等の新たなデジタル技術の安全性評価を実施することが急務となつてきているわけであります。

本改正は、本年六月にIT本部が決定をされたデジタル時代の新たなIT政策大綱において、デジタル技術やデータの活用を前提とした企業のデジタル経営改革の実現による我が国企業の競争力の強化、今後、新たな産業やサービスの創出の直しといったものが大きなポイントになつていて

といふふうに認識をしていますが、最初にちょっと大臣にお伺いしたいのは、先ほどもございましたが、DXレポートが出されてから約一年でのこの法提出というのは非常にスピード感があるとされども、私の捉え方としては、このDXレポートが出ること、時期自身が遅かったんじゃないかというふうに思つたんですね。

こういったことから、このDXレポートが出ていたときの見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 きょうの議論の中でも皆さんからありましたように、企業経営のあり方を改革するDXの推進が不可欠だということは共通認識であります。

これらの措置によつて我が国全体のDXを更に加速をし、新たな技術やデータの活用をより強力に進めることで、ソサエティー五・〇を実現をし、我が国の持続的な成長を促してまいりたいと思います。

委員がおっしゃるように、遅過ぎるんじゃないかということを言われますけれども、ここでしっかりと取り組んで、早いうちにその産業の基盤を整えていくという必要性が、DXレポートが出た後現在点だと思っております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

大臣おっしゃるように、DXレポートあるいはそれに準ずるさまざまな検討結果が出てからこの法案提出までの時間というのは、確かに、一年といふのはスピード感があると言う方がいらっしゃるのもわかります。そこは私も率直に評価をしているところであります。例えて言うなら、徒競走でスタートが少しあぐれてしまつた状態からのスタートになつておりますので、ここからのレスポンスであつたりといった部分については相当緊張を持つて取り組まなければいけないといふふうに思つております。

経済同友会の発行している雑誌の中には、例えばこんな表現がございます。世界のデータ管理は大半がクラウド化しているのにもかかわらず、多くの日本企業はいまだに自前のサーバーを所有し、独自システムでデータを管理している。汎用性の低いシステムを利用してきた結果、日本企業のセキュリティシステムは三世代前のレベルにとどまつているというようなことも言われております。

本当に緊張感を持つて、これから、今回議論いたしました法案については実行していただきたいと

いうのを、まず冒頭申し上げたいと思います。

三、確認をさせていただきます。

まず、デジタル経営改革の項目について、主に認定制度の導入に関して質問をさせていただきたい。

いと思います。

ただし、この認定制度をいかに効果的に運営するかが問題となる。

運用できるかというのか重要な鍵だと感じています。ただ、誰がどのように認定をするのか、そこ

に認定内容の公平さ、公正さをどのように担保するのかという部分についてまず御答弁をいただきま

たいのと、加えて、具体的な観点として、レバ
ンクニラモ既存の構造ある企業

シーシステムを既に有している歴史のある企業よりも、デジタルネーティブと呼ばれているスター

トアップ企業の方が高評価を得る可能性といふことがあるのではないかというような懸念の声も出

おりますので、こういつた部分を払拭していくべきであるような答弁をハサでければありがたいと思

ます。よろしくお願ひいたします。

○西山政府参考人 拙答を申し上げます
今御質問のございましたまさに「デジタル経営」

革に当たつて、私どもが申し上げております、「デジタルガバナンス」でござりますけれども、ございます。

コードあるいは法律上の指針の認定についての考え方、あるいは公平性をどのように確保するか

え方 あきらは公正性をどうして確立するか
について述べます。

まずは、指針の認定に当たります第一になりますのは、当然、指針そのものをどうい

ふうにつくるかということが非常に大事になつまひります。

この指針につきましては、我々が「デジタルガバナンス」の実現に向けた取り組みを示すものであります。

ナンス・コードといふ言い方をしておりますは、先ほどの参考人の御質疑でもあつたかと思

ますけれども、それそのものではございません
れども、今でいいますとコーポレートガバナ

ス・コードというのがござりますけれども、あ
意味ではそれ以上はうな位置づけとしてつぐ

慧明「はやめの仕事の本質には、何よりも、人間の心を尊重する心が、最も大切です。」
たいとうふうに考えております。

それは、逆に申し上げますと、コードと同様、デジタルガナンス・コード、指針をつくるには、当然、現在の企業経営の実態、特にデジタルに関する経営の実態、あるいは経営者が自己評価をするときにはどうか観点が重要だと思うか、あるいは、特に、ずっと本日の御質疑にもございましたとおり、経営者がある意味ではリスクをとった判断に踏み込むためにどうか必要な要素が必要になるかということが非常に難になつてまいります。そのことにつきましては、企業経営の第一線の方あるいは有識者の方といいろいろ議論を積み重ねて判断をしていきたい、策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、認定のある意味での公平性というのをどうか、についての考え方でございますが、このデジタル経営改革に関する指針についての認定は、基本的には、いわゆる技術的負債、負の遺産の処理も含めて、その企業がデジタル的な経営の健全性をきちんと満たしているかどうかということが非常に大きな判断のポイントになります。その中でも、特に、そうした攻めや守りについて、経営的に、経営者がリードして改革を進める体制が整つてゐるかどうかということが非常に大きな判断要素になつてまいります。

したがいまして、その企業が例えばどういう業種で仕事をしているかとか、そのビジネスそのものがデジタル的に非常に新しい内容を含んでいるかというよりも、まさに個別の事業部門に今まで閉じこもっていたエントリシステムを全社大に拡大化し、その企業の業種、事業内容に見合つた攻めの改革をしているかどうかというのがポイントになつてまいりますので、その企業が取り込んでいたりビジネスの中身そのものの新規性とは独立した判断、あくまでも、先ほど「コーポレートガバナンス・コード」と申し上げましたけれども、経営としてのデジタル的な意味での健全性が攻め、守り面できちんと満たされているかということを軸に判断をしたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。
やはり、事業者が事業を起こした時期が、長い事業者もいれば最近起こしたばかりの事業者もいて、そういう環境の中で、DXを実践しやすい環境にあるかどうかというの、それぞれ、さまざまなお立場があると思いますので、そこはぜひ産業現場の立場に十分配慮した運営をしていただきたいと思います。

続いて、IPA、独立行政法人情報処理推進機構の機能強化をするということなので、ここに聞いて質問させていただきたいと思います。

アーキテクチャを設計したり、あるいはサイバーセキュリティの安全性基準を検討するという部分が今回新たに追加されるということなんですが、それとも、実は既に、金融や通信、電力、交通、食品などの各業界の中では、業界、同業者、サイバーセキュリティに関する情報共有、解析、連携を行うための組織というものを既に立てているということを知りました、I.S.A.C.、いう通称らしいんですけれども。

民間が自立的に既に始めているサイバーセキュリティ対策ですか、こうした取組を阻害するようなものであってはいけないと思うんですが、このIPAの機能強化の際にどのような配慮をされるつもりか、そのあたりの考え方をお聞かせくださいとおもいます。

○西山政府参考人　お答えを申し上げます。

まず、今回 IPAの機能強化は、大きく分りますと二点、クラウドの安全性評価という観点、アーキテクチャーに関係する部分がございまが、今先生御質問の点は主としてセキュリティに関することでございましたので、そちらの、クラウドの安全性評価のことを中心にお答えをさせていただきます。

まず、私ども、ついつい、ふだん、今先生御摘要の、I.S.A.C.と呼んでいるんですけども、野別に、サイバーセキュリティの問題について、同業者の間で、さまざまな対策あるいは最

にさまざま活動しているのは承知しておりますし、私ども経済産業省も広い意味で連携をして活動をさせていただいております。

そうした中で、今回の改正内容は、特に、クラウドを利用するのかしないのかということに特化をした上で、特に政府機関が、クラウド・バイ・デフォルトと言つておりますけれども、そのクラウドの利用を原則とするということを決めたことを背景として行われているものでございます。

したがいまして、念のための確認でございますけれども、IPAの機能について改めて申し上げますと、クラウドの安全性評価基準そのものは政府で策定をいたしますけれども、実際にその評価基準に基づきまして各政府機関が調査をする際に、そのクラウドサービスが安全かどうかというのを監査する必要がありますけれども、その監査機関が行います監査を、最終的には当然、これは政府機関の責任で、その監査が妥当なものだということを受け入れる必要がございますけれども、も、その監査結果の受け入れに際して、政府機関の判断をサポートするものとして活動する予定にしております。

したがいまして、新しくIPAで行われますこのクラウドの安全性評価、あるいは政府の安全評価基準をサポートする仕組みそのものは、先ほどの例えは先生から御指摘のあつた、電力などなど、各分野で行われておりますISACの活動を踏まえて、それと矛盾しない形で行われるものだといふふうに認識しております。

また、念のために申し上げれば、もう一つ追加することになつておりますアーキテクチャの設計に関しましては、まさに、今のIPAの中に入れる人材といつよりも、むしろ民間の中で活躍しておられる方を糾合する、そうした風土をつくり上げることで、今実際に民間で行われている動きとともに運動しながら、しかし、あくまでも中立的な立場で専門家に活動していただき、あるいは人材を育成するということを主軸にしてまいりたいというふうに考えております。

以上でござります

○浅野委員 ありがとうございます。

今、サイバーセキュリティの方で御回答いただいたましたけれども、もう一方、アーキテクチャの方も、産業現場の企業側の立場からすれば、アーキテクチャが共通化されるというイメージを今持っている方もいらっしゃいまして、

そうした中で、もちろん全てを共通領域にすれば、もちろん全部が課題になつてはいるところだと思います。しかし、これがまた、どうしても基本的には独自領域を縮めざいますが、日本企業はどちらかといふと、これまで、どうしても基本的には独自領域を全ての会社が持ち、なかなか共通領域を持たないところが起きてきたのも、今、オープンソース開発が課題になつてはいるところだと同じことだと思いますけれども、事実であるうかどうかと思ひます。

初、三年間ごとに講習を受けるという制度でスタートをしたものですが、今回、その最初の講習会タイミングを迎える前に更新制の導入という提案がされているわけですけれども、一般論からすれば、ちょっとと早いんじゃないかという印象を受けているわけがありますが、なぜ初めからやらずにこのタイミングになったのかという部分について少し、経緯を御説明いただきたいとの、時間の関係でちょっとと先回りしてしまいますが、やはり日進目

りますけれども、講習そのものは三年に一回というやり方はしない予定にしております。既に着手をしておりますけれども、毎年少なくとも一回のオンライン講習による知識の、技能の確認をするということをした上で、三年に一回は更に、ある意味で集中的、グループでの研修、取組として、更新に当たっての講習を義務づけるということを予定をしております。

以上でございます。

なっててしまうというところもありまして、ハードルが高いんじゃないかなという声も聞かれていてます
が、こうした部分でどう対応していくのか。
更に加えれば、これからやはりこういふ感じ

発揮する場がなくなりますので、一体どの部分を共通化することが最も公平・フェアなのか、あるいは実効性が上がるのか、というのを中心的な立場で誰かが判断をしませんと、その仕組みができるまで、何年かかるか分かりません。そこで、この問題をどう解決するか、これが問題です。

歩でこのサイバーセキュリティ技術とい
進歩をしておりますので、やはり定期的な
スキルアップというのが非常に大事になる
が、この講習内容をいかに高度化していく
いうのが肝になると思いますが、そのあと
は、これからどういったことをしていきたい

○済里貢員 あとがことなさる事で、
○済里貢員 残り時間もわずかになつてきましたので、最後
後、質問させていただきたいと思うんですが。
やはり、これまでの本日の議論でもありました
ように、制度 자체をしつかりつくり込むことに加
えて、いかに多くの企業にこの取組に参画しても
うかということが非常に重要なことですけれども、

意識しなければいけないんですねけれども、そろ
いったところに対する政府の御認識をお聞かせいたいと思います。
○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

じれとも、産業アーキテクチャ・ラーニングセンターといふものを考へておるところにござります。

○西山政府参考人　お答えを申し上げます
今御質問のございましてわゆる支援十
つきまして、まず、当初からなぜ同じ制度
かつたかという御質問でございますが、そ
いては、おおむね二点、背景がござります

企業の経営者の立場からすれば、生産性が上がるとか、世の中のビジネスにリアルタイムに対応しやすくなるなどいろいろなメリットなんですが、それ以上に動機づけになるのは投資家の評価なんですね。やはりこのDXの取組を推進するところが投資家の評価につながるという部分が非常に大きくなっています。

に言いかえますと、特に新しくシステムをつくる上で、いわゆる競争領域と非競争領域、あるいは独自領域と共通領域をどういうふうに分けるかといふ話になつてまいります。

も、自動走行であれスマートシティであれ、これは日本の独自な仕組みだけでは全く機能はしないと思います。

したがいまして、ここで申し上げているのは二つございまして、それをするにしても、グローバル

いっては、おおむね一点背景がござります。一つは、実務上の点でござります。

いうふうに理解しておりますけれども、今提案されている多くのいわゆるシステム、あるいはシステム・オプ・システムズと言われておりますよう

ルに個別企業でなかなか案を提案しても、これはなかなかグローバルな議論の中に反映されませんので、日本として何らかの案を発信し、海外とさまざまな議論をしていく上の土台をつくるのが、

反した場合には、I.P.Aの側が主体的に取
りうることをしないと資格を取り消すこと
ないという制度になつております。

したがいまして、この制度をつくりまし
はそれで十分できるんだというふうに考
え

さり消す
ができ
た際に
こおり
こはう

けないと思うんですけれども。そうしないと経営者に振り向いてもらえませんから。その点を最後にお伺いして、質問を終わらたいと思います。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御質問ございましたとおり、この指針による認定を実効あらしめるためには、単に国

い、複数の事業者が何らかの形で結合してトータルのサービスが提供されるという形になつてまいります。そうしますと、もちろんその程度問題けさまざまござりますが、少なくとも、いわゆる共通領域が全くなし、完全に各社独自のやり方といふのでは、どの仕組みも実現できないということ

○浅野委員　ありがとうございました。
続ままして、情報処理安全確保支援士制度についてもお伺ひしたいと思ひます。
この制度が、今まつづけて二年二ヶ月

まくいかないのではないかといふことも、して、今回は、原則として、三年間で講評が抹消される、そういう、あとはわかりやすい更新制に変えたといふことがあります。

て、やや不正確なところがありますけれどもコードレートガバナンス・コードと関係づけていきますが、これを通じて、経営者自身が投資家を含めたステークホルダーにみずからデジタル経営についての方針、考え方を説明し、それが投資家を含めたステークホルダーの評価につながるということを、そういう意味での好循環をぜひ実現をしたいというふうに考えております。

的で、今ございまます制度として、経済産業省と東京証券取引所で攻めのIT経営銘柄等のものをつくりまして、ある意味でIT経営についての市場の評価を促すような仕組みを持っておりますが、今御議論いただいておりますようないターネットガバナンス・コード、この法律が成立しました暁には、こうしたデジタルガバナンス・コードを通じた取組についても、こうした資本市場における評価に反映させることで、また、今御指摘のございましたような資本市場において、こういうものの認定を受ければ評価をされるような好循環を生み出したいというふうに考えております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。内閣府に伺います。

○笠井委員 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党的笠井亮です。

午前中に統一して質問します。

今回の法案では、政府機関等へのサイバー攻撃が発生する事態への備えとして、政府調達におけるクラウドサービスの安全性評価を行う機能をIPAに附加するとしております。

二〇一六年の法改正では、IPAは、内閣サイバーセキュリティ戦略本部から委託を受けて、独立行政法人と指定法人に対する監視を行うことになりました。

二〇一六年の法改正では、IPAは、内閣サイバーセキュリティ戦略本部から委託を受けて、独立行政法人と指定法人に対する監視を行ふことになりました。梶山大臣伺います。

○笠井委員 NISCはこの協議会の事務局を務めますが、この協議会は、会議を開かずにバーチャルで行えるもので、会議体ではありません。提供された情報をどのように扱うかを含めて、NISCが大きな権限を持つ情報収集、管理の仕組みであります。IPAはそのNISCと専門的な行政機関から、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人、認可法人に対する不正な通信の横断的な監視等を行なうなどの連携を行っているところであります。

これを受けて、IPAは、内閣サイバーセキュリティ戦略本部から、独立行政法人等に対する不正な通信の横断的な監視等を行なうなどの連携を行なうことを行なうか、端的にお願ひします。

○笠井委員 NISCが第一GSOCとどうことで情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム、行政法人等に対する不正な通信の横断的な監視等を行なうなどの連携を行なうところであります。

○笠井委員 IPAが第二GSOCとどう形で相互連携しながらサイバー上の監視活動を行なっている。さらには、サイバーセキュリティ上の障害、事故等が発生した際の対処でも、NISCとIPAは一体として情報連携の結節点に位置づけられておりまます。

内閣府に伺います。

二〇一八年のサイバーセキュリティ基本法改正を受けて内閣官房に設置されたサイバーセキュリティ協議会は、官民が参加する構成員に情報提供義務と秘守義務を課すことと、従来の枠を超えた情報共有、連携体制を構築することを目標にしております。

最も積極的に情報を持ち寄る第一類の構成員は、まだ確証を得るに至っていない専門的な分析内容を内々に持ち寄るとされていますけれども、この第一類の構成員として参加している国の行政機関はどこですか。

○山内政府参考人 お答え申上げます。

二〇一八年のサイバーセキュリティ基本法改正を受けて内閣官房に設置されたサイバーセキュリティ協議会は、官民の多様な主体がお互いに情報を提供し合ひ、また必要に応じて海外の行政機関とも連携しております。そのため、このよろしくお尋ねの問題を始め多国間、共通した連携の強化というのを行っております。

我が国は、多様な主体が連携、協働してサイバーセキュリティの確保を取り組むことによって、サイバー空間の安全を確保することを目指しております。そのため、このよろしくお尋ねの問題を始め多国間、共通した連携の強化というのを行っております。

○笠井委員 昨年十二月四日、内閣委員会で当時の櫻田大臣が答弁しておりますけれども、協議会は、官民の多様な主体がお互いに情報を提供し合ひ、また必要に応じて海外の行政機関とも連携しております。そのため、このよろしくお尋ねの問題を始め多国間、共通した連携の強化というのを行っております。

○笠井委員 IPAが収集して内閣官房、NISCと共有した情報が米国政府にも共有されている。IPAは、米国のサイバーセキュリティ戦略、日米同盟に密接に関与しているということになります。

そこで、防衛省に伺います。

米国国防総省が二〇一八年九月に発表した国家サイバーウォーズは、サイバーウォーズの脅威としてロシア、中国、イラン、北朝鮮を名指しして、サイバーウォーズの能力構築の加速や同盟国との協力促進を掲げました。

これを受けて、ことし四月の日米安全保障協議委員会、2プラス2において、これが質問です。